

令和4年台風第14号による災害に伴う 雇用保険基本手当の特別措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特別措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により一時的に離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特別措置があります。

災害救助法の指定地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。
- 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」（「災」表示有り）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です。（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

佐賀労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
佐賀労働局職業安定課	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3号20号 佐賀第2合同庁舎6階	0952-32-7216
ハローワーク佐賀	〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15	給付課 0952-24-4305
ハローワーク唐津	〒847-0817 唐津市熊原町3193	0955-72-8609
ハローワーク武雄	〒843-0023 武雄市武雄町昭和39-9	0954-22-4155
ハローワーク伊万里	〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25	0955-23-2131
ハローワーク鳥栖	〒841-0035 鳥栖市東町1丁目1073	0942-82-3108
ハローワーク鹿島	〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3	0954-62-4168